

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛媛県松山市中央

ネットヨタ瀬戸田株式会社

氏 名 代表取締役 平松

〔 法人にあつては、主たる事

所在地、名称及び代表者〕

電話番号 089-922-8792



県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		令和 7 年 3 月 13 日	6 循環第 266441 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	同左
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	同左
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	同左
	規則第 2 条第 2 項又は 第 6 条第 2 項の規定に よる循環事業者の協議 の有無		(有) ・ 無	(有) ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	種 類	一般的な名称	廃タイヤ
種 類			廃プラスチック類	同左
性 状			原型状態(丸タイヤ)	同左
1 年当たりの最大 搬入量			140 t / 年	同左
排 出 事業場		名 称	別紙	別紙
		所 在 地	別紙	別紙
当該排出 事業場に 係る事業 及び排出 工程の概 要	使用済みタイヤ	同左		

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)	有 ・ (無)
	変 更 予 定 年 月 日	変更協議結果通知書の交付の日以降	
	変 更 の 理 由	排出事業場の追加	
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
	当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

ネットヨタ瀬戸内(株) エミフル MASAKI 店
〒791-3151 愛媛県伊予郡松前町筒井 850

東に進む→右折する→左折する→左折して国道 56 号に入る→出合大橋南交差点 を右折する→右折する→左折する→左折して中川原橋/県道 16 号に入る→右折して県道 190 号に入る→斜め右方向に曲がり 松山 IC に向かう→右折して 松山 IC に向かう→ランプを 松山自動車道 方面に進む→左車線を使用して 高松/徳島/高知 方面の E11/松山自動車道 のランプに進む→松山自動車道 に入る→右車線を使用して 高松自動車道 を進む→高松東 IC 出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北（交差点）を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号 に入る→右折する→三木町上高岡（交差点）を左折して さぬき新道/県道 13 号 に入る→塚原（交差点）を右折して 県道 3 号 に入る
久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2